

藤枝市 上下水道耐震化計画(上下水道)

藤枝市 上水道課、下水道課

策 定 令和 7 年 1 月

1 目標¹

藤枝市では、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要な急所施設について、今後、概ね15年間で耐震化を完了することを目指し、このうち令和7年度から令和11年度の5年間では、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設を最優先に耐震化を実施することを目指す。

また、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、今後、概ね20年間で耐震化を完了することを目指し、このうち令和7年度から令和11年度の5年間では、特に優先度が高い防災拠点等(5施設)に接続する上下水道管路等の耐震化を実施することを目指す。

2 計画期間

令和7年4月～令和 12 年3月 (5年間)

¹ 目標は、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、記載する。計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難な場合には、計画期間内に対策を実施する施設の選定方針や、計画期間外を含め全ての対象施設における対策実施時期の目安等についても記載する。

3 下水道処理区域内における避難所等の重要施設²の設定(上下水道共通)

区分	下水道処理区域内における避難所等の重要施設(上下水道共通)	
	施設数	施設名称
対象全施設数	32	【災害対策本部:1】藤枝市役所 【防災拠点:3】西益津地区交流センター、藤枝地区交流センター、青島北地区交流センター 【指定避難所:20】西益津小学校、西益津中学校、藤枝北高校、藤枝西高校、藤枝小学校、藤枝中学校、藤岡小学校、大谷川公園、藤枝東高校、生涯学習センターグランド、青島東小学校、青島北小学校、青島小学校、青島北中学校、青島中学校、藤枝順心高校、市民グランド、市民体育館駐車場、サンライフ藤枝、静岡県武道館 【救護病院:1】藤枝市立総合病院 【医師会救護所:2】志太医師会館、錦野クリニック 【福祉避難所:2】介護老人保健施設フォレスト藤枝、介護老人保健施設マインド 【産科対応:1】いしかわレディースクリニック 【透析病院:2】はた医院、あおき腎・泌尿器クリニック
上下水道管路等の耐震性能確保済み ³ の施設数 (令和5年度末時点)	0	
上下水道管路等の耐震性能確保の目標施設数 ⁴ (令和11年度末迄)	5	【災害対策本部:1】 藤枝市役所 【防災拠点:1】 青島北地区交流センター 【指定避難所:1】 青島東小学校 【救護病院:1】 藤枝市立総合病院 【福祉避難所:1】 介護老人保健施設フォレスト藤枝

² 下水道処理区域内において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設をいう(緊急点検時における「特に重要な施設」と同じ定義)。

³ 重要施設に接続する水道管路(配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設)と下水道管路(避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場)の双方の耐震機能を確保することをいう。

⁴ 耐震性能確保済みの施設数(令和5年度末時点)を含め、令和●年度末迄(計画期間は5年程度)に目標とする施設数をいう。

4 下水道処理区域外における避難所等の重要施設⁵の設定⁶

区分	下水道処理区域外における避難所等の重要施設	
	施設数	施設名称
対象全施設数	44	【防災拠点:7】稲葉地区行政センター、葉梨地区交流センター、広幡地区交流センター、青島南地区交流センター、高洲地区交流センター、大洲地区交流センター、岡部支所 【指定避難所:19】稲葉小学校、葉梨西北小学校、葉梨小学校、葉梨中学校、広幡小学校、広幡中学校、静清高校、市民会館駐車場、市武道館、高洲小学校、高洲南小学校、高洲中学校、大洲小学校、大洲中学校、藤枝明誠高校、岡部小学校、岡部中学校、朝比奈第1小学校、いきいき交流センター 【救護病院:1】藤枝平成記念病院 【福祉避難所:11】福祉センターきすみれ、静岡県立藤枝特別支援学校、特別養護老人ホーム開寿園、特別養護老人ホーム第2開寿園、特別養護老人ホームふじトピア、特別養護老人ホームきらら藤枝、特別養護老人ホーム愛華の郷、特別養護老人ホーム亀寿の郷、特別養護老人ホーム菜の花、介護老人保健施設カリタス・メンテ、介護老人保健施設ユニケア岡部、 【入院対応:2】誠和藤枝病院、ほしのクリニック 【産科対応:2】鈴木レディースクリニック、香山婦人科クリニック 【透析病院:2】五十嵐医院、北川医院
水道管路の耐震性能確保済み ⁷ の施設数 (令和5年度末時点)	1	【防災拠点:1】岡部支所
水道管路の耐震性能確保の目標施設数 (令和11年度末迄)	2	【指定避難所:2】朝比奈第1小学校、いきいき交流センター

⁵ 下水道処理区域外において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に水道機能の確保が必要な重要施設をいう。

⁶ 水道事業者等が汚水処理施設の管理者等と調整を行い、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で設定するものとする。

⁷ 重要施設に接続する水道管路（配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設）の耐震機能を確保することをいう。

5 水道システムの急所施設の耐震化(上水道事業及び水道用水供給事業)

(1) 取水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ⁸
対象全取水施設	30	65,065	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和11年度末迄)	0	0	0

(2) 導水施設(導水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全導水管(令和5年度末時点)	8,206	11	3,063	11,280	72.7	72.8
耐震化目標(令和11年度末迄)	8,752	11	2,517	11,280	77.6	77.7

(3) 浄水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ⁹
対象全浄水施設	11	65,065	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	7	64,341	98.9
耐震化目標(令和11年度末迄)	9	64,722	99.5

(4) 送水施設(送水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全送水管(令和5年度末時点)	11,016	3,006	9,420	23,442	47.0	59.8
耐震化目標(令和11年度末迄)	11,500	3,006	8,936	23,442	49.1	61.9

(5) 配水施設(配水池(配水塔含む)及び浄水池)

	箇所数(箇所)	有効容量(m ³)	耐震化率(%) ¹⁰
対象全配水池	29	42,488	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	25	42,207	99.3
耐震化目標(令和11年度末迄)	28	42,378	99.7

⁸ 取水施設の耐震化率＝耐震対策の施された取水施設能力÷対象全取水施設能力

⁹ 浄水施設の耐震化率＝耐震対策の施された浄水施設能力÷対象全浄水施設能力

¹⁰ 配水池の耐震化率＝耐震対策の施された配水池有効容量÷対象全配水池有効容量

(6)ポンプ所(取水、導水、送水及び配水ポンプ所)

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹¹
対象全ポンプ所	6	1,182	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	6	1,182	100
耐震化目標(令和11年度末迄)	6	1,182	100

6 避難所等の重要施設¹²に接続する水道管路の耐震化(上水道事業)

配水池～避難所等の重要施設までの水道管路(配水本管+配水支管)

(1)下水道処理区域内における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	3.70	7.74	24.60	36.04	10.3	31.7
配水本管	2.78	7.74	17.06	27.58	10.1	38.1
配水支管	0.92	0	7.54	8.46	10.8	10.8
耐震化目標(令和11年度末迄)	9.02	7.74	15.73	32.49	27.8	51.6

(2)下水道処理区域外における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	3.25	4.16	17.14	24.55	13.2	30.2
配水本管	1.69	3.18	3.16	8.03	21.0	60.6
配水支管	1.56	0.98	13.98	16.52	9.4	15.4
耐震化目標(令和11年度末迄)	4.64	4.16	15.75	24.55	18.9	35.8

※ 必要に応じて概要図等の参考資料を添付

¹¹ ポンプ所の耐震化率＝耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

¹² 下水道処理区域外における避難所等の重要施設も含む

7 水道システムの急所施設の耐震化(簡易水道事業)

(1) 取水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹³
対象全取水施設			
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)			
耐震化目標(令和11年度末迄)			

該当なし

(2) 導水施設(導水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全導水管(令和5年度末時点)						
耐震化目標(令和11年度末迄)						

該当なし

(3) 浄水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹⁴
対象全浄水施設			
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)			
耐震化目標(令和●年度末迄)			

該当なし

(4) 送水施設(送水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全送水管(令和5年度末時点)						
耐震化目標(令和11年度末迄)						

該当なし

(5) 配水施設(配水池(配水塔含む)及び浄水池)

	箇所数(箇所)	有効容量(m ³)	耐震化率(%) ¹⁵
対象全配水池			
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)			
耐震化目標(令和11年度末迄)			

(6) ポンプ所(取水、導水、送水及び配水ポンプ所)

¹³ 取水施設の耐震化率＝耐震対策の施された取水施設能力÷対象全取水施設能力

¹⁴ 浄水施設の耐震化率＝耐震対策の施された浄水施設能力÷対象全浄水施設能力

¹⁵ 配水池の耐震化率＝耐震対策の施された配水池有効容量÷対象全配水池有効容量

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹⁶
対象全ポンプ所			
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)			
耐震化目標(令和11年度末迄)			

該当なし

8 避難所等の重要施設¹⁷に接続する水道管路の耐震化(簡易水道事業)

配水池～避難所等の重要施設までの水道管路(配水本管+配水支管)

(1) 下水道処理区域内における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)						
配水本管						
配水支管						
耐震化目標(令和11年度末迄)						

該当なし

(2) 下水道処理区域外における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)						
配水本管						
配水支管						
耐震化目標(令和11年度末迄)						

該当なし

※ 必要に応じて概要図等の参考資料を添付

¹⁶ ポンプ所の耐震化率＝耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

¹⁷ 下水道処理区域外における避難所等の重要施設も含む

9 下水道システムの急所施設¹⁸の耐震化

(1) 下水処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)

	揚水施設		沈殿施設		消毒施設		揚水、沈殿、消毒機能に係る全ての施設 ¹⁹	
	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	0		0		0		1	
耐震性能確保済みの箇所数 (令和5年度末時点)	0	0	0	0	0	0	1	0
耐震性能確保の目標箇所数 (令和11年度末迄)	0	0	0	0	0	0	1 ・塩素接触タンク棟	25% (4棟のうちの1棟)

 (2) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路²⁰

	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長	0.03	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	0.00	0.0
耐震性能確保の目標延長(令和11年度末迄)	0.03	100

 (3) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場²¹

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	0	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	0	—
耐震性能確保の目標箇所数(令和●年度末迄)	0	—

※該当施設なし

¹⁸ 下水処理場並びに下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びポンプ場をいう。なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

¹⁹ 当該列において、「対象全箇所数」には、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを有する対象の処理場の箇所数を記入する。「耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)」及び「耐震性能確保の目標箇所数(令和●年度末迄)」には、このうち、揚水、沈殿、消毒施設の全てで耐震性能を確保した処理場の箇所数等を記入する。その際、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを持たない処理場について、存在しない施設は耐震性能確保済みとカウントする。(例：揚水施設を持たない処理場について、沈殿、消毒施設が耐震性能確保済みであれば、カウントする。)

²⁰ 流域下水道の下水道管路については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

²¹ 流域下水道のポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

10 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化

(1) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路

	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長	38.11	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	7.47	19.6
耐震性能確保の目標延長(令和11年度末迄)	17.07	44.8

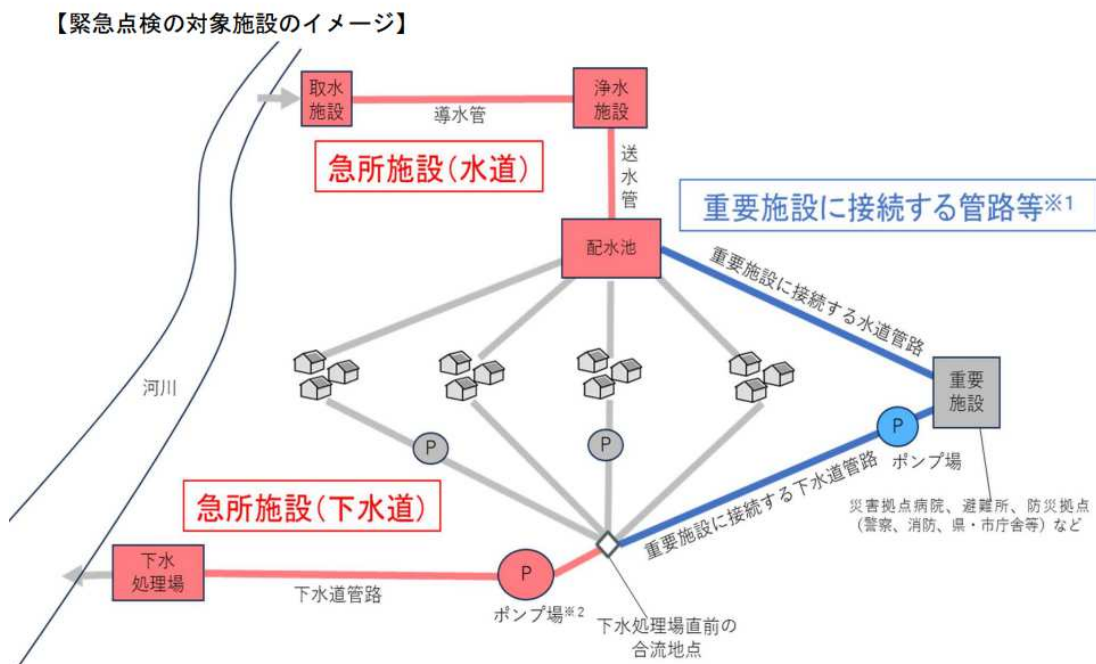
(2) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場²²の箇所数

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	5	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	0	0.0
耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)	0	0.0

以上

²² 最終合流地点にあるポンプ場は含まない。

(参考添付)



- ※1 今回の緊急点検では、給水区域内かつ下水道処理区域内の重要施設に接続する管路等を対象とする。
- ※2 下水処理場直前の合流地点にポンプ場がある場合は急所施設とする。

